

伊 勢 市 公 報

第 308 号
平成 30 年 9 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	2
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
教育委員会規則	
○ 伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○ 道路の供用開始について	10
○ 道路の供用開始について	11
○ 道路の供用開始について	12
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 定時登録日の変更について	13
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	14
公 告	
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	15
○ 都市公園の供用開始について	17
○ パブリックコメントの結果公表について	18

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 37 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

総務課 長	2
監理課 長	1

を

総務課 長	2
----------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 8 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第27条」に改める。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる

旨を教示するものとする。

様式第19号及び様式第20号中「（第26条関係）」を「（第27条関係）」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 8 月 27 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第 10 号

伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「学校薬剤師」の次に「（以下「学校医等」という。）」を加え、「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（以下「被災学校医等」という。）からその災害が公務により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第3条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災学校医等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 被災した学校医等の氏名
- (2) 傷病名
- (3) 災害発生年月日
- (4) 公務上の災害による災害でないと認定した理由

第7条を第8条とする。

第6条中「第25条及び第26条」を「第26条及び第27条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第6条 教育委員会は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補

償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 5 条第 1 項及びこれに基づく公平委員会規則に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 116 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
高向 18 号線	御菌町高向字西新出 2315 番地先から 御菌町高向字西新出 2312 番地先まで	平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市告示第 117 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
下野大湊線	大湊町字禿松南新田 1250 番 2 地先から 大湊町字禿松南新田 1232 番 2 地先まで	平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市告示第 118 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
船江田尻線	田尻町字里前乙 130 番地先から 田尻町字里前乙 130 番地先まで	平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、同法第 22 条第 1 項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 登録日 平成 30 年 9 月 3 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 30 年 8 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
372	有限会社 ヤマモ ト・テック	松阪市小阿坂町 1012 番地 3	平成 30 年 7 月 23 日

伊勢市公告第 73 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 30 年 9 月 18 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 30 年 9 月 18 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 30 年 8 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 平成 30 年 8 月 17 日

至 平成 30 年 9 月 18 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-22-0370

F A X 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市公告第 74 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 30 年 8 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
小俣本町おひさま公園	伊勢市小俣町本町 3486 番	477

供用開始の期日 平成 30 年 8 月 24 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 75 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市施設類型別計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 30 年 8 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市施設類型別計画（案）
- 2 案の公告日
平成 30 年 6 月 19 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局情報調査室に備え置いて縦覧に供します。